

第1編 計画策定の趣旨等



第1編 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、平成27（2015）年には団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加しています。鹿児島市におきましても、平成29年4月1日時点で高齢化率が25%を超えており、今後においても高齢化はさらに進行していく見込みです。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

第2章 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

2 第7期計画の位置づけ

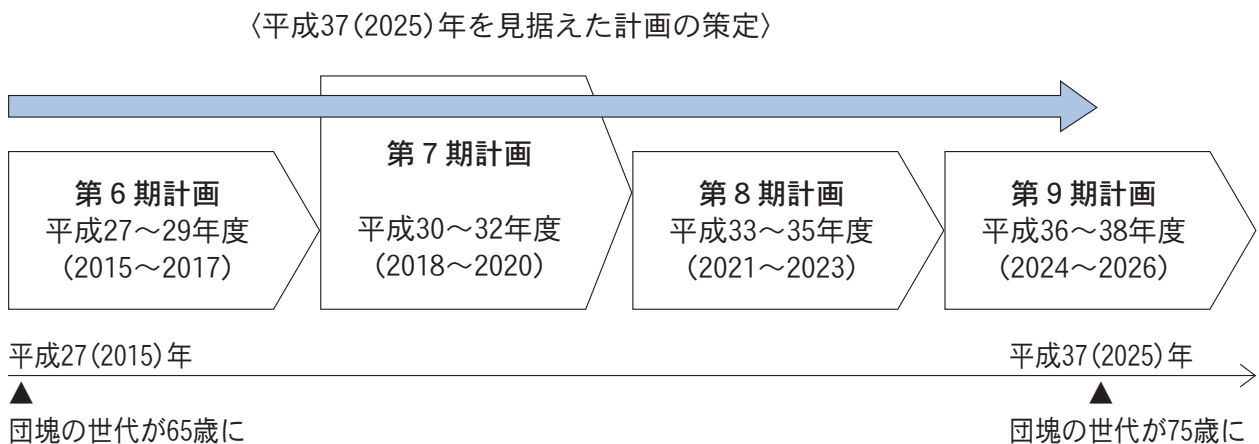
第6期計画以降の各計画期間については、平成37（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしており、第7期計画においては、第6期計画の取組みをさらに推進していく計画とします。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」との整合性を図った上で策定します。また、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

第3章 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、平成30年度から平成32年度までの3か年を第7期計画として、平成29年度に策定します。



第4章 計画の策定・管理体制と情報の公開

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、介護など各部門が連携し、総合的に課題への対応を検討するため、庁内に「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会」（以下「検討・推進委員会」という。）を設置し、計画の策定に向けて検討しました。

また、市民の視点を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係等団体代表及び公募による市民の代表で構成する「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会」（以下「策定・管理委員会」という。）を設置し、各面からの意見をいただくとともに、パブリックコメント手続を実施しました。

【策定・管理委員会における審議内容等】

区分	開催期日	審議内容等
第1回	平成29年5月30日	① 計画策定の趣旨等について ② 計画策定の体制について ③ 計画策定のスケジュールについて ④ 介護保険制度改正案の概要について ⑤ 本市高齢者を取り巻く現状について
第2回	平成29年8月2日	① 第6期計画における施策の分析・評価・課題と今後の基本的な考え方について ② 第6期計画における介護保険の実施状況等について ③ 日常生活圏域について ④ 基本的な目標と重点課題（案）について ⑤ 施策の展開（案）について ⑥ 介護保険サービスの見込量の基本的な考え方（案）について
第3回	平成29年9月7日	① 第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）について ② 今後の策定スケジュールについて
第4回	平成29年12月6日	① 第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について ② 介護保険給付費等の見込みについて
第5回	平成30年2月5日	① 第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（案）について ② 計画の進行管理について

2 計画に関する情報の公開

地域において、高齢者のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、その生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした保健・福祉などの公的サービスだけでなく、市民、町内会などの地域団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体などが協働して、地域の高齢者を支えていく必要があります。

このため、より多くの市民に関心を持っていただけるよう、あらゆる機会を通じて計画に関する情報を積極的に公開し、情報の共有化を進めます。

3 計画の進行管理体制

計画の進行管理については、検討・推進委員会において年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を策定・管理委員会へ報告し、助言を受けることとします。